

平成16年7月16日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会  
会長 朝日 稔

### 公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会(以下「本審査会」という。)は、兵庫県知事から平成16年6月4日に審査依頼を受けた兵庫県の投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審議案件10件について、投資事業評価システムに基づき慎重に審議を行った。審議に当たっては、審査対象事業について、厳しい公共事業予算枠の中で新規着手することの必要性や投資効果の大きさ、環境に及ぼす影響などの基本認識に加え、下記のとおり幅広い多面的な観点から慎重に審査を行った。

その結果、審議案件全てについて新規着手することが妥当と判断した。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、特に、個別事業毎に付記された審査結果に留意のうえ効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

### 記

社会基盤施設は、人々の生活や社会経済活動を支える最も基礎的な施設であり、兵庫県では、県の長期ビジョンや地域のまちづくり計画と整合を図りながらその整備が進められているところである。公共投資をとりまく厳しい環境のもと、今後もこれらの計画や関連する事業と密接に連携を図りながら、参画と協働により必要な社会基盤の整備を進めていかなければならない。

社会基盤整備に当たっては、様々な需要にも対応しつつ、将来の県民ニーズの変化に対応できる不断の工夫がより一層要請されているところであるが、少子・高齢化、人口減少社会の到来が予測されるなど、時代の大きな転換期にある現在、整備に際しては特に、これらの動向を的確に把握することが重要である。同時に、良質なストックの構築とともに、それを将来に継承していく努力も重要となっている。

さらに、事業着手後は速やかな事業効果の発現をめざしていく必要があり、事業の様々な段階において一層の説明責任(アカウントビリティ)を果たす努力を行い、広く県民の参画と協働のもとに事業を進めることが必要である。その一環として、社会基盤施設が整備されたことによる効果の検証を行い、その結果を公表することについても今後取り組んでいくべきである。

以下、この度審査した10件の新規事業について、事業の必要性、計画の妥当性、兵庫県としての地域特性を踏まえ、費用対効果及び判断基準の検討、次世代への配慮、人口減少をはじめ将来予測への対応の視点など多様な観点からの審査会の議論を踏まえた審査結果を付記する。

## 【新規事業】

### 1 道路事業

#### (1) 道路改築事業 国道482号 鶴岡道路 (日高町)

国道482号は、但馬地域を東西に結ぶ幹線道路である。本事業の実施により、老朽化した鶴岡橋の架替え及びJR山陰本線との立体交差を含むバイパスを整備し、地域間交流の促進、観光や産業の発展、市街地内の生活環境の改善や安全、安心の確保を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、北近畿豊岡自動車道開通までの周辺道路の円滑な交通の確保に配慮されたい。

また、鶴岡橋については、流況や護岸に与える影響を十分考慮して、橋脚位置と形状を選定するとともに、施工に際しては、下流部井堰に配慮した施工方法とされたい。

#### (2) 道路改築事業 主要地方道氷上加美線 (加美町～氷上町)

主要地方道氷上加美線は、北播磨地域と丹波地域を結ぶ道路である。本事業の実施により、通行不能区間の解消を図り、北近畿豊岡自動車道氷上ICに接続する広域交通を受け持つとともに、北播磨地域と他地域とのアクセス性の向上を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、沿線では加美町により大河丘陵整備活用計画などが進められており、事業実施に当たっては、この計画との整合にも配慮されたい。

#### (3) 道路改築事業 主要地方道三木山崎線 丸山バイパス (加西市)

主要地方道三木山崎線は、播磨内陸部の東西方向の幹線道路であるが、加西市市街地においては、北条鉄道の平面踏切などによる渋滞や歩道未整備による交通事故の多発などの課題がある。そのため、市街地再開発地区へのアクセス機能の向上や現道拡幅との経済性比較のうえに、本事業区間を含む三木山崎線が都市計画決定され、すでに市街地再開発事業や街路事業で整備が進められているところである。

本事業の実施により、現道の課題解決や中心市街地の活性化に寄与することから、事業着手は妥当である。

なお、事業実施に当たっては、中心市街地へ通過交通を招き入れることにもなるので歩車分離の確保など交通の安全に留意するとともに、関連事業との相乗効果の早期発現に努められたい。

### 2 街路事業

#### (4) 都市計画道路 船場川線 (博労工区) (姫路市)

船場川線は姫路市中心部の環状道路の一翼を担う重要な路線である。本事業の実施により、連続立体交差事業とも連携して、南北交通機能を強化するとともに、市街地交通の円滑化と安全性の向上を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施に当たっては、沿道環境の保全に配慮するとともに、連続立体交差事業等の関連事業との相乗効果の早期発現に努められたい。

### 3 市街地再開発事業

#### (5) 阪急伊丹駅東地区市街地再開発事業（伊丹市）

当地区は、伊丹市の中心市街地であるが、老朽化した建築物が密集し、接道不良宅地の存在や空き店舗が増加しており、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（二号地区）」に位置付けられている。また、市が整備中の都市計画道路中央伊丹線の終結地区である。

本事業の実施により、都市計画道路の整備や高層耐火建築物の建築を行い、公共・公益サービスの有効な提供など土地利用の増進と防災、安全など都市機能の向上を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、本事業は組合が事業主体となるが、事業の実施に当たっては、県は補助を行う立場から次のような点について、まちづくりに関する諸団体の期待にも配慮しつつ、適切な助言を行うことが望ましい。

中長期を見据えた事業採算性の確保を図ること

公共、公益空間の整備を図ること

周辺地域の歴史・文化的な環境と景観との調和に配慮すること

### 4 県営住宅整備事業

#### (6) 尼崎杭瀬住宅建設事業（建替）（尼崎市）

#### (7) 尼崎西川住宅建設事業（建替）（尼崎市）

#### (8) 西脇日野ヶ丘住宅建設事業（建替）（西脇市）

#### (9) 姫路日の出住宅建設事業（建替）（姫路市）

これらは、居住水準の低い築後35年から54年の老朽化住宅である。本事業の実施により、防災、防犯等、住まいの安全性や快適な生活を確保するとともに地域の活性化や快適性の向上を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業を進めるに当たっては、工法や素材選択の点からも良質な住宅ストックの形成を図るとともに、街並みの形成や地区の歴史的・文化的環境の活用など居住環境の向上にも努められたい。

### 5 ほ場整備事業

#### (10) 上津橋地区集落基盤整備事業（神戸市）

神戸市西区で計画されている本事業は、上津橋里づくり計画に即して、都市近郊の優良農地の維持保全に必要な農業生産基盤とともに定住、交流、環境基盤を整備し、農業・農村の健全な発展を目指すもので、事業着手は妥当である。

なお、事業の実施に当たっては、上津橋里づくり計画及び農村公園、創設される住宅地などの目的が適正に実現されるよう、県として適切な助言などの支援に努められたい。